

別紙 4

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）

【平成28年4月1日施行】

改正案	現行
<p>(患者負担金の受領)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 保険薬局は、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養、<u>同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養</u>に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。</p> <p>(領収証等の交付)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第四条の二の二 前条第二項に規定する厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第四条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、患者から求めがあったときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載</u></p>	<p>(患者負担金の受領)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 保険薬局は、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養<u>又は同項第四号に規定する選定療養</u>に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。</p> <p>(領収証の交付)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

(通知)

第七条 保険薬局は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

一 正当な理由がなくて、療養に関する指揮に従わないとき。

二 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

(通知)

第七条 保険薬局は、患者が詐欺その他不正行為により療養の給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。